

平成27年度 第1回
桜川市総合教育会議

平成27年5月18日
大和庁舎2階会議室4

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 桜川市総合教育会議設置要綱（案）について
4. 協議事項
 - (1) 総合教育会議について
 - ① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要
 - ② 総合教育会議の概要
 - ③ 桜川市総合教育会議のスケジュール
 - (2) 教育、学術及び文化の振興に関する大綱について
 - (3) 小中学校適正配置計画について
 - ① 桃山中学校区適正配置計画説明会について
 - ② 今後のスケジュールについて
5. その他
6. 閉会

桜川市総合教育会議設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と桜川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、桜川市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

（1）桜川市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定

（2）桜川市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置

（3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（組織）

第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議の議長は、市長をもって充てる。

（意見の聴取）

第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録の作成及び公表）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 前条ただし書の規定により非公開とした部分については、前項の規定にかかわらず、公表しないことができる。

（調整結果の尊重）

第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、市長公室企画課に置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）（平成27年4月1日施行）

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

総合教育会議の概要

趣旨

教育に関する予算の編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意に反映した教育行政の推進を図る。

(1) 会議の位置づけ・構成員

- ① 審議会や決定機関ではなく、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。
- ② 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けること。
(法第1条の4第1項)
- ③ 構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会。(法第1条の4第2項)
- ④ 地方公共団体の長が招集する。(法第1条の4第3項及び第4項)
- ⑤ 合意した方針のもとに、双方が所管する事務を執行する。
(法第1条の4第8項)

※法・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(2) 協議・調整べき事項

- ① 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する大綱の策定に関する協議。
(法第1条の4第1項)
- ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策の協議。
(法第1条の4第1項第1号)
 - 学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項。
 - 幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生涯指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項
- ③ 児童、生徒等の生命・身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置の協議。
(法第1条の4第1項第2号)
 - いじめ問題により児童・生徒等の自殺が発生した場合。
 - 通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合。
 - 災害の発生により学校施設に被害が生じており、防災担当部局と連携する場合。
 - 災害発生時の児童・生徒の学習・生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合。

(3) 協議すべきでない事項

- ① 教科書の採択や個別の教職員の人事等、特に政治的中立の要請が高い事項

(4) 会議の公開と議事録の作成及び公表

- ① 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるとき等を除き公開する。
(法第1条の4第6項)

(非公開とする事例)

- ・ いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を保護する場合
- ・ 次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合等。

- ② 地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。

(法第1条の4第7項)

平成 27 年度 桜川市総合教育会議のスケジュール(案)

開催時期	協議・調整内容
平成 27 年 7 月頃	・ 教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する方向性及び盛り込むべき事項等の協議
10 月頃	・ 教育に関する重要施策の方向性の検討 (新年度予算等)
随時	・ 児童、生徒等の生命・身体のプロテクト等緊急の場合に講ずべき施策

2. 教育、学術及び文化の振興に関する大綱について

(1) 目的

首長と教育委員会が連携を強化し、首長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制を構築するため、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定し、地域住民の意向の一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的としている。

(2) 大綱の策定権

大綱の策定権は地方公共団体の長にあるが、教育行政に混乱を生じることのないようにするため、総合教育会議において教育委員会と十分に協議・調整する必要がある。

(3) 大綱の内容

- ① 学校施設の耐震化、学校の適正配置
- ② 総合的な放課後対策
- ③ 幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等予算や条例等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針。

(4) 大綱の対象期間

- ① 対象期間 4年から5年程度
- ② 対象期間の根拠
 - ・ 首長の任期が4年であること
 - ・ 国の教育振興計画の対象期間が5年